

災害用井戸・湧水の協力者を募集しています

地震等の災害発生時には、広域的な断水により上水道が復旧するまでに時間を要する可能性があります。飲料水は給水車や備蓄水、支援物資等を用いることで確保することができますが、断水が長期にわたる場合、家庭で使う生活用水(飲用以外でトイレや掃除などに使う水)の、不足が予想されます。

日光市では、災害時の生活用水確保を目的とした『災害用井戸・湧水登録制度』の取り組みを行っております。ご家庭の敷地などに井戸又は湧水があり、災害時に水を地域の為にご提供いただける方は、ぜひ、ご登録をお願いします。

登録の要件

- (1)災害時に無償で井戸水・湧水を一般に提供すること
- (2)井戸・湧水的位置情報を公表することが可能であること
- (3)井戸・湧水が使用可能な状態にあること



登録の流れ

- (1)申請書の提出(電子申請、郵送等にて)
- (2)現地確認(現地での立会いをお願いします)
- (3)災害用井戸・湧水登録適否決定通知書の交付



【お問い合わせ先】

日光市企画総務部総務課防災対策係
TEL：0288-21-5166
FAX：0288-21-5137
E-mail：soumu@city.nikko.lg.jp

裏面もご覧ください。

災害用井戸・湧水の登録をお考えの皆様へ

●災害用井戸・湧水について

- 登録により、有事の際に開放の義務が生じるものではありません。
⇒災害による断水発生時には可能な範囲でご協力をお願いします。
- 井戸や湧水を開放する時間帯は、ご自身で自由に決められます。
⇒基本的には日中を想定していますが、ご都合に合わせて設定できます。
- 登録頂いた井戸・湧水の情報市ホームページ等で公表します。
⇒公表方法等ご希望に合わせて選べますのでご相談ください。

●法人所有の井戸・湧水について

- 法人所有の井戸・湧水については、協定により個別に対応いたしますので、ぜひご相談ください。

●その他

- 詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。